

## 富士興業株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 31 年 3 月 21 日 ~ 令和 4 年 3 月 20 日

### 2. 内 容

目 標 : 育児・介護休業規定の理解と周知を図り、休業ならびに休暇を取りやすい環境を整備する。

対策 1 : 産前産後(配偶者の出産を含む)ならびに、育児のため休業することを希望する従業員に対し、面談を実施して次の各制度の詳細情報を提供する。

労働基準法に定める「産前産後休暇」

育児・介護休業法に定める「育児休業」「子の看護休暇」「育児のための所定外労働の免除・制限」「育児短時間勤務」

雇用保険法に定める「育児休業給付」

対策 2 : 仕事と子育てを両立させるため現業職種(大型車輛運転者)の下記課題に対して、管理職と現業従業員で検討会(安全衛生委員会時)を開催し、実施可能な環境を考える。

所定有給休暇の取得率向上

所定外労働の削減

短時間勤務が可能な勤務(職種)